

序 章

都市計画マスタープラン策定の背景と目的

我が国の社会経済環境は大きく変わりつつあります。少子高齢化、国際化、高度情報化が著しく進展し、地球環境保全意識が高まり、物の豊かさから心の豊かさ、癒しが希求される時代となっています。

また、地方分権が推進されるなかで、情報公開及び説明責任を果たすとともに、行政が市民と一体となって、地域自らの意思で主体的に個性あるまちづくりを進めることが重要視されています。

都市計画においては、平成4年の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）が制度化され、市町村が創意工夫のもとに市民の意見を反映させて、都市づくりの将来方向や地域別の都市計画の方針を総合的に定める計画として、都市計画区域を有する市町村で策定が義務付けられました。

さらには、平成12年の都市計画法の改正により、都道府県が定める都市計画区域毎の「芦別都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」という。）が制度化され、市町村が定める地域に密着した都市計画と都道府県が定める広域的、根幹的な都市計画の二つの計画制度が用意されることになりました。

このため、都市計画区域全体の総合的な計画である「区域マス」と「都市計画マスタープラン」を反映して個別具体的な都市計画を行っていくことになり、平成15年に「芦別市都市計画マスタープラン」を策定し、概ね20年後の本市ならではの長期的な考え方を示すなかで、市民と行政の協働によるまちづくりを目指してきました。

その後、平成18年に今後の少子高齢化社会に対応し、都市の拡大成長から、既存ストックの有効活用と都市機能の集約促進等を目指した「コンパクトなまちづくり」の一層の推進を図ることを目的として、都市計画法と中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法（いわゆる「まちづくり三法」）の改正が行われ、令和元年には北海道が定める「区域マス」の見直しと、令和2年には上位計画である「芦別市総合計画」の改定が行われたところです。

以上のような経過を踏まえながら、現在の「芦別市都市計画マスタープラン」は令和5年を目標に取り組んできたところですが、新たに概ね20年後の令和24年を目標として、上位計画との整合性を図るための見直しが必要となりました。

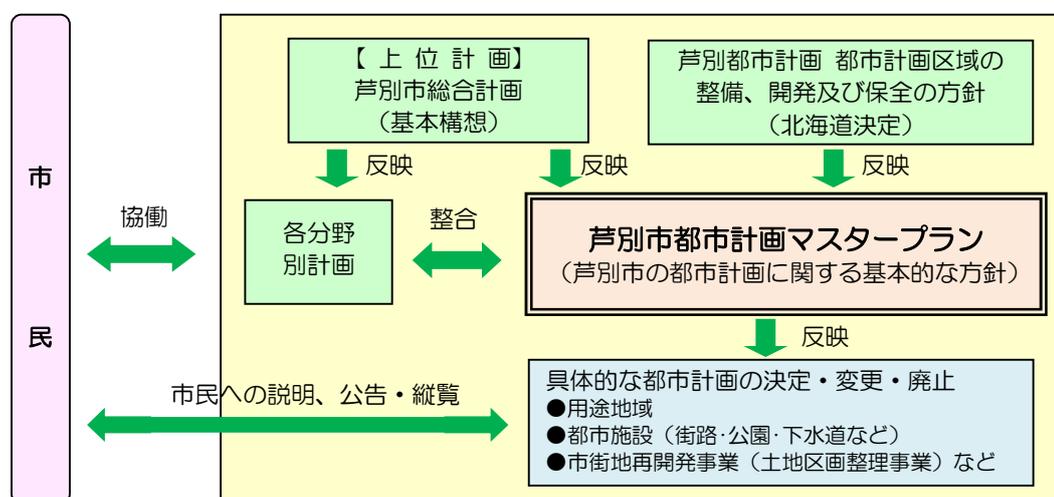


図 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランの位置付け

「芦別市都市計画マスタープラン」は、本市の計画体系の中では、「第6次芦別市総合計画」（令和2年4月施行、計画期間令和2～11年度）に基づく分野別計画の生活・環境の都市基盤に関連する個別計画として位置付けられます。

個別計画ですが、その分野だけにとどまるのではなく、基本的内容については連携・整合を図っていく必要があります。公共施設の配置や公共交通の確保、さらには景観面など、限られた資源（土地、財源）のなかで土地利用、交通、都市空間形成面での望ましい姿を検討する必要があります。

また、今後見直し等が予定されている個別計画については、「芦別市都市計画マスタープラン」や他の分野別計画に基づいて策定することになり、既に策定された計画については、「芦別市都市計画マスタープラン」に反映していきます。このような様々な計画の策定期間の時差については、その都度相互に調整し、必要に応じて見直していくことになります。

なお、都市計画法上の位置付けとして、都市計画マスタープランは、北海道の定める区域マスを反映して定めることになります。

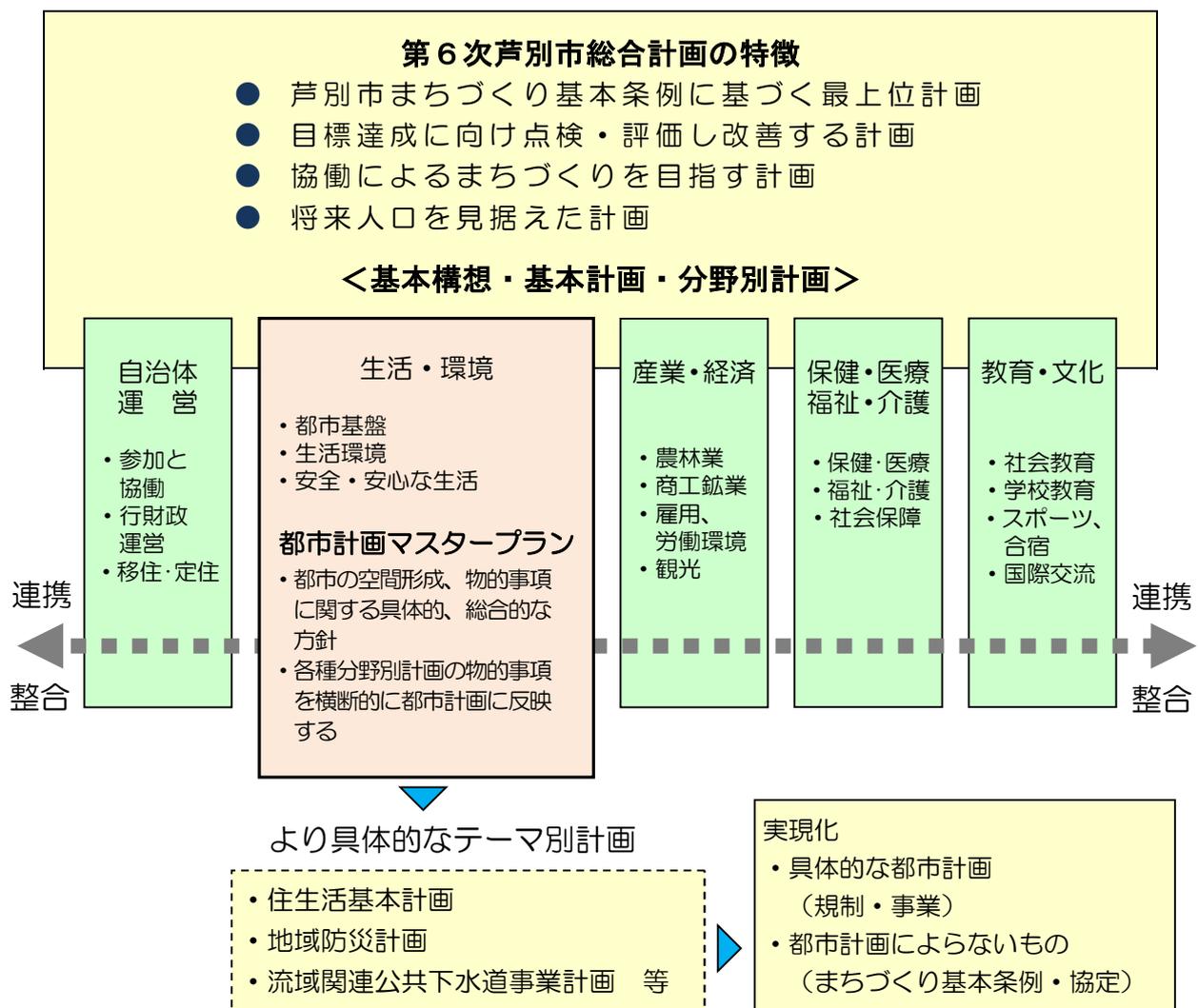


図 総合計画体系の中での都市計画マスタープランの位置付け

まちづくりの基本的視点と将来都市像

まちづくりの基本的視点と将来都市像については、「第6次芦別市総合計画」で定められている内容とします（下図参照＝総合計画より抜粋）。

「芦別市都市計画マスタープラン」では、これに基づき、より掘り下げた都市づくりの目標や方針を設定していくことになります。

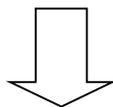
【第6次芦別市総合計画のまちづくりの基本方向】

- 「情報共有」と「市民参加と協働」による自主・自立を進めるまちづくり
- 将来を見据えた自治体経営による持続可能なまちづくり
- だれもが心豊かで安全・安心に暮らせるまちづくり
- 広域連携と多様な交流によるつながり合うまちづくり
- 持続可能な開発目標（SDGs）への対応を明確にしたまちづくり

【第6次芦別市総合計画が目指すまちの将来像】

目指すまちの将来像の実現に向けた5つの基本目標

自治体運営	市民とともに歩む協働のまち
生活・環境	豊かな自然と共生する安全・安心なまち
産業・経済	地域の資源や特性を活かした産業が伸展するまち
保健・医療・福祉・介護	ひとに優しい、ふれあいと温もりのあるまち
教育・文化	地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち



都市計画マスタープランの将来都市像

みんなで築く 豊かで住みよい 人と文化の輝くまち

都市計画マスタープランの基本的事項

(1) 計画期間

「芦別市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）にもとづき、都市計画の目標や基本方針を概ね 20 年後の令和 24 年を目指して策定することとします。

(2) 計画の見直し

令和 12 年度には、新たな「第 7 次芦別市総合計画」がスタートすることから、上位計画である総合計画と整合性を図るため、概ね 10 年後には計画の見直しを行います。

本市の都市計画の内容が大きく変化する、または北海道が定める区域マスが改定される場合には、整合を図るため必要に応じて見直すこととします。

(3) 本章の構成

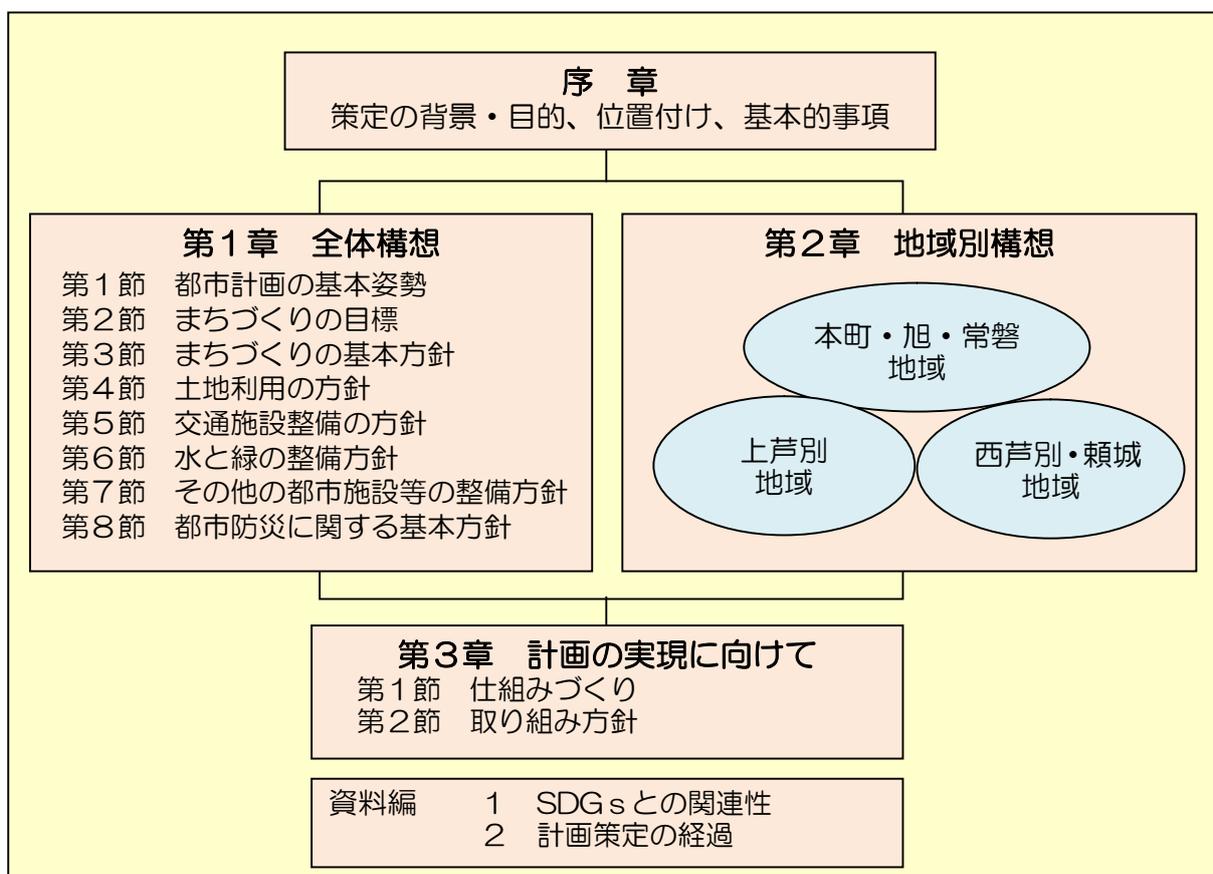
第 1 章では、都市全体のまちづくりの基本方針と部門別整備方針を示します。

第 2 章では、地域別によるきめ細かい都市計画の考え方と方針を示します。

第 3 章では、「芦別市都市計画マスタープラン」の実現に向けた仕組みや取り組み方針を示します。

(4) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本市の都市計画区域を基本とします。ただし、自然環境の保全や活用など関係する場所については必要に応じて加えることとします。



都市計画マスタープランの構成